**1年単位の変形労働時間制に関する労使協定**

　株式会社XX製作所（以下「会社」という）と社員代表　佐藤次郎（以下「社員代表」という）は、1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

**（勤務時間）**

第１条　所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して、1週当たり40時間を超えないものとする。1日の所定労働時間は8時間とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

始業： 9：00　　　終業：18：00

休憩：12：00　～　13：00

**（起算日）**

第２条　変形期間の起算日は、令和○年○月○日とする。

**（休日）**

第３条　変形期間における休日は、別紙「年間カレンダー」のとおりとする。

**（時間外手当）**

第４条　会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

**（対象となる社員の範囲）**

第５条　本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する社員を除き、全社員に適用する。

（1） 18歳未満の年少者

（2） 妊娠中又は産後1年を経過しない女性社員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（3） 育児や介護を行う社員、職業訓練又は教育を受ける社員その他特別の配慮を要する社員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（4） その他会社が必要と認めた者

**（特定期間）**

第６条　特定期間は定めないものとする。

**（有効期間）**

第７条　本協定の有効期間は、起算日から1年間とする。

令和○年○月○日

株式会社XX製作所

代表取締役社長　　●●　●●　　　印

株式会社XX製作所

社員代表　　　　　●●　●●　　　印